委員会ニ附議セラレ近ク実施セラルベキ旨アリシモ実施促
進ノ為メ内閣ノ事ヲ期スル目的ニテ左ノ如ク之ガ決定ヲ期ス
一、退職手当法案ノ増額、
二、退職手当金ノ遺族扶助料及新設ノ確立
三、災害傷害ノ保険給付ノ確立
四、共済組合化管理施設ノ獲得
扶助組合ノ下
一、解組ニ至ル保証
二、休業扶助料ノ支給期間ノ延長並ニ支給額ノ増額、
三、保険審査会ノ確立シ従業員ノ代表ヲ参加セシムルコト
一、減員防止ノ件
芥川雅布
当局ハ当面的ニ減員事業ガ現ニ大ナル方面ニ於テ行ハレ居ルガ何ニ依テナスカ
補ノ如キコトハ減員防止ニ依ルハ現ニ其ノ実例ヲ見ルハ既ニ

今度電所ノ事業所ニ於テハ八十九名ノ従業員ヲ勤務セシメ居ルモ市ハ
予算ノ削減ヨリ実ヲ以テ定員ヲ減ジ又予備員ヲ減少シ自然淘
汰ノ実施セラレツツアリ然レドモ之ハ依テ計画的ニ組織的ニ障害
ノ加ハルコトアルモ之ニ対シ徹底的ニ反対シ
大ナル共同ノ力ヲ以テ各職場ニ於ケル勇敢ナル闘争ヲ起シ又民
衆ノ輿論ヲ喚起シテ之ヲ阻止セシメザルベカラズ実際運動ニ就テハ
本部ニ於テ委員会ニ一任
一、健康保険ノ件
被害者ノ自由ノ中ノ解決ヲ要求シ中止ヲ要求シ此ノ
耕ニ代リ従事
電気事業ノ保険料ガ如何ニモ重キコトヲ如何ナル事ニ於テモ
実行ナシ之ニ依リ入会シ居ルモ今ヤ不利ナルコトハ之ナリ
以テ之ガ改正ト改正ヲ要求シテ...